

インフルエンザ・コロナ以外様式 2026.1月～

保護者様

長野県須坂創成高等学校長

### 出席停止についてのお知らせ

お子さんの病気につきましては、悪化予防及び集団感染防止のため、学校保健安全法の規定により出席停止を指示します。医療機関を受診され、適切な処置をとられますようお知らせいたします。出席停止の期間については医師の指示に従ってください。

なお、この場合には欠席扱いといたしませんので申し添えます。登校再開時には下段の登校許可証明書を医療機関にて記入していただき、学校へ提出してください。

### 登校許可証明書

長野県須坂創成高等学校長様

年組番生徒氏名

1 病名 『 』

2 出席停止年月日

令和 年 月 日 ( ) より 月 日 ( ) まで

上記の感染症は治癒し、 月 日より登校可能と認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

学校において予防すべき感染症の規定は裏面を参照してください。

## 学校において予防すべき感染症

感染症分類	名称	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白隨炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 * その他の感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス感染症等)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで  * 「その他の感染症」は、必ずしも出席停止を行うべきものではありませんので、病状等により医師の指示に従ってください。